

令和6年2月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会

議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団

令和6年2月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案参考資料目録

議案等番号	件名	頁
議案第3号	かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の新 旧対照表	1

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第32号）新旧対照表

新	旧
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、広域連合企業長の定めるところにより、あらかじめ広域連合企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 広域連合企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第38条 広域連合企業長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、広域連合企業長の定めるところにより、あらかじめ広域連合企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 広域連合企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第38条 広域連合企業長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を</p>

除く。)又は撤去をした者
(2)～(4) 略

除く。)又は撤去をした者
(2)～(4) 略